

川俣町水道事業

◎適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）

登録のお知らせ

令和５年１０月１日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、インボイス制度に対応した適格請求書（インボイス）を発行いたします。

川俣町水道事業の適格請求書発行事業者の登録番号は以下のとおりです。

名 称	登 録 番 号
川俣町水道事業	T 8 8 0 0 0 2 0 0 0 5 6 7 5

◎水道事業への請求について課税事業者の皆様へ

令和５年１０月１日以降、水道事業に対して代金の請求を行う際に、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者につきましては、インボイス制度の要件を満たす適格請求書を発行いただくようお願いいたします。様式は問いません。